

# 時事新報

時事新報は  
年三百六十五日  
毎日も休刊無  
第二千五百六十三號

第二千五百六十三號  
明治廿三年二月十二日  
舊曆己丑閏十二月廿三日  
巳出人平陰辰戌十八分  
月出午線  
入午分二十六分  
潮溼午潮九時四十九分  
西曆一千八百九十年

時事新報定價  
時事新報一年三百六十五日一日を休刊せず其代價遞送廣告料へ左ノ如シ  
一枕三錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金二圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年後金大圓  
○時事新報ヨリ連絡ニテ易居スルモノニ限り右定价ノ外ニ一箇月十五錢ノ追加料ヲ取フ

一 行 五 銀 活 字 廿 四 字 盒	一 日 限	二 日 以 上
一 行 三 付	十二 錢	十一 錢
	十 錢 五 仙	

時事新報  
月曜日并み大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り  
時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月  
前金八錢にして地方に郵送する分は此外又貼用する郵  
便印紙の代價を申受く可し

朝鮮事例

朝鮮に對す

を試みたるの形迹あきに非ざりしゝども五六年前より全く其趣を改めて殆んど放擲したるものし如し蓋し干渉と云ひ放擲と云ふも固より條約以内の運動にして其範圍外に進むともあれば又退いて顧みざるにも非ず要するに平穡を主としたることなる可けれども元來居留補車の關係ある近隣國の交際あれば益々その友誼を厚くせん爲め彼我相愛し相利するの方便如何は朝野のどもに夙に關心する所なるべし雖に締結したる日韓通商規則の如きは彼の人民に左程の損失なくして我に取ては較著なる利益あり更に申分なき所のものとして我輩は當局者の勞を謝すると共に今後も亦百事右様の筆法に出でんふと切に希望の至りなれども近日の朝鮮通信（去月二十五二十六兩日の本紙雜報欄内に詳記せり）に見えたる元山津防禦事件の如きは頗る安からざるの悪なき能はず元來彼國の防禦令なるものは兵擧凶歎等の場合に限り穀物の輸出を防止するの定めにして條約の許す所なれども現ニ咸鏡道の農作は三十年來未曾有の豊况なるも拘はらず元山の監司趙秉式氏は却て防禦令を頒したるのみか剥さへ日本商民を治遇して止まずと云ふ其後國京城發の通信（本月二日の本紙雜報参照）によれば我が公使より外務督辦ニ該判して監司の違法を責め監司も王命に従ふて服從書を捧呈せしが是は表面のみにして實際は聊かも説明がさるが故に公使は更に内務府の手を経て參内を請求し元山在留の商民は直接又本國政府の保護を仰がんと決心したる程にて今猶は落着せざる趣なり或人の説よりは監司が支那の奸商に結び利を圖らん爲めの趣向にして穀物の輸出を禁止するときは農民は其生活上困窮するより假合へ廉價よりも之を賣却せざるを得ず監司は其低廉に傾くを見て之を買占め支那の奸商に引渡すの手續に相違なからんと云ふ者あり但尙聞より知る可らずと雖も監司と督辦との間は殆も政令の行達あるものし如く事の運びの歩々しからざるは今日の事實に現はれ兎も角に豈年に防禦令は無約の許さる所無して朝鮮政府が之を第開に附するは兩國民の貿易を保護するの道にあ

らされば此時又當り我が當局者は事實を明にして速に處分を施し在朝鮮の日本商人をして商機を誤り利益を失ふするの憂あからしめんと我輩の大に留む所なり利益の衝突若くは齟齬するものみを實に國交際上不穏陸の主因たる可ければあり

は一々枚舉に限らず猶々國會の開設は當りとも先づ

は一々枚舉に暇あらず彌々國會の開設は當りても先づ充分なる報告を爲すを得る見込なりと云ふ。

○裁判官 前日臺布したる裁判所構成法は其條項一百四十四條に涉り裁判所の事務手續、判事検事の權限、及服

務規律、事務章程、等事詳細より記述しされども之を要す  
るゝ從前の治安裁判所を區裁判所、始審裁判所を地方  
裁判所とし又地方裁判所を大審院、控訴院同様合議裁

判所として此迄各訴訟事件は單獨判事之を裁判したるを今後三人の判事会議の上にて判決を下すみとに爲りしは其重なる改正あり其他は從來各裁判所にて取扱ひ來れるを其儀成文律と爲しよる位のみにて餘り從前と異なるふとなく結局の趣旨は人權を重するが爲め裁

本年十一月とあれば司法大臣は是より各裁判所長を召集して會議を開き構成法實施の手續を議し或は此改正に就て種々の規則を編纂し或は現在の裁判所の増設及位置の變換を行ふ等のふどもあるあらんが今度之が爲め多數の判事を要する次第なれば新に採用するふどあるべき筈なれども此法律は既に兩三年前よりも發表すべし旨合意して其後又はも午後二時半より事務所にて

續せしめ置きたるのみならず且つ今日は去る明治十五六年頃に比すれば訴訟事件も著く減じたるより判事に

○法典は権密院の議事に附す 先年前伊藤権密院議長  
餘分の人を生じ居る位に付假令へ該法の實施に至るも  
別段新に多分の裁判官を採用する様のよどはあるまじ  
と云へり

が法典は國家重大の事柄に付一應権密院の議を経べし  
との照會を内閣に申込みたるとある由は兼て本紙上に  
記したるとなるが右は彌々其邊ど爲り今度發布の裁判

所補成法の如きも同院の認定を経たる由にて尙ほ法典も悉皆其議を経るものなりと云ふ

る八日同案の會議、わりじが最早議了の上内閣へ呈出しある趣なれば愈々兩三日中に公布するよし

を定めたるが會計検査院にも來る四月より右物品検査を始める筈にて目下其手續等協議中なりと  
○建築條例調査會 建築局四等技師木頬黄氏が主任

にて起草中なる建築條例は獨逸國に現行の同條例を模範となしたるものゝ由にて目下内務省市區改正委員の調査會に遞送しわれば同會にて討議の上更に元老院より

○我國の新軍艦 我海軍に於て當時製造中の軍艦は八  
重山、千代田、嚴島、松島、橋立、秋津洲、大隅の七艘にし  
廻送すべき筈ありと

其内八重山比大阪出来し既に去月三十日公試運轉に取扱りたるが運轉一時間を経て汽錐室中の送風器に損所を生じ運轉を中止したるも其運轉中の成績は頗る

る好結果と認し速力比二十一海里なりしといふ同艦は  
鐵錫所の修繕出來次第再び公試運轉を施行する都合あ  
り千代田は當時英國に於て製造中なるが同艦は巡洋艦

にして空襲二千四百回、撃墜大砲は十二門ナメ  
ートル砲十門、遠射砲六門、機械砲十一門、水雷發射管  
三組を備ふるものなり。嚴島松崎福立の三船は姊妹にし  
て長島松島の二隻は由来こそて是れ又實質的相等

馬力五千四百速力十五海里、搭載する大砲は三十二サ  
ンナメートル一門、十二サンナ十一門、其他遠射砲機械  
砲及水雷發射管等は何れも新式の物を用ふるよし其律